

特例介護サービス費等の支給及び介護報酬の特別地域加算に係る
離島等地域の推薦について（依頼）

- いわゆる離島等地域においては、制度上、
 - ① 被保険者が指定居宅サービス等以外の居宅サービス又はこれに相当するサービス（以下「離島等サービス」という。）を受けた場合において市町村（特別区を含む。以下同じ）が必要と認めるときに、これらのサービスも保険給付の対象となる（被保険者の居住地が離島等地域である場合）。
 - ② 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、居宅介護支援に係る介護報酬について、○○%（厚生省が発表した仮単価においては15%）の特別地域加算の対象となる（事業所の所在地が離島等地域である場合（離島等地域に、事業所の一部として使用される事務所を設置している場合を含む））。
- という特例が設けられている。
- これらの地域については、「厚生大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準（厚生省告示第99号）」又は「指定居宅サービスに要する費用の額の算定方法（案）（いわゆる「介護報酬の基本骨格案」）において、
 - (1) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
 - (2) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
 - (3) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村
 - (4) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島
 - (5) 沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号）第2条第2項に規定する離島
 - (6) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定により指定された豪雪地帯及び同条2項の規定により指定された特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地、過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域その他の地域のうち、①人口密度が稀薄であること、②交通が不便であること等の理由により、法第41条第1項に規定する指定居宅サービス及び法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス並びに法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援及び法第47条第1項第2号に規定する基準該当居宅介護支援の確保が著しく困難であると認められる地域であって、厚生大臣が別に定めるもの
と規定されている。
- (6) の地域については、別途厚生省告示において指定する必要があるが、その指定に当たっては、各都道府県に、本年10月末までに候補地域の推薦を行っていただき、厚生省において当該推薦を基に検討し、対象地域を決定することとする。

なお、都道府県におかれでは、推薦に当たり下記に留意されたい。

記

離島等地域の推薦に当たっての留意事項

1. 対象地域の単位

対象地域は、必ずしも市町村単位である必要はなく、市町村以下の単位でも差し支えないこと。

2. 対象地域を含む市町村との協議

対象地域の選定に当たっては、離島等地域となることにより当該地域を含む市町村の保険料額が上昇することが考えられるため、必ず対象地域を含む市町村に協議すること。

3. 推薦に当たって提出する必要がある書類

推薦に当たっては、対象地域ごとに以下の書類を提出すること。

- ① 当該推薦に係る地域を含む市町村の地図（市町村以下の単位による推薦の場合には、必ず当該地域が確認できるよう地図上にその範囲及び当該範囲に含まれる地域の名称（すべて列挙すること。）を示すこと。また、地図はできるだけ詳細なものとすること。）
- ② 以下の事項を記載した書面
 - ・ 推荐の理由（当該地域の実情を踏まえて記載すること。）
 - ・ 当該地域の人口、面積及び人口密度（市町村単位による推薦の場合には、別途、当該市町村内の人口の分布状況が分かる書類を添付すること。）
 - ・ 離島等サービスが必要と考える場合にあっては、離島等サービスとして想定されるサービスの例
- ③ 当該地域の交通が不便であることを証する書類（例えば、当該地域における道路の整備状況や積雪の状況を記載した書類等）その他当該地域において事業者の参入が困難であることを証する書類

4. その他留意すべき事項

- ・ 推荐に当たっては、当該地域が前記の（1）から（5）までの地域に該当しないことを必ず確認すること。
- ・ 厚生省において対象地域として指定するかを検討するに当たり、都道府県に照会又はヒアリングの依頼をすることもあり得るので、3. ②の書面に都道府県の担当者及び連絡先を明記すること。

5. 書類の提出先及び提出期限

厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室（担当 山口）へ、平成11年10月31日までに提出すること（郵送の場合は当該期日までに必着）。